

5 職員の服務の状況

職員の服務については、法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成16年度の服務規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
各任命権者	職員の服務規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。	文書により職員への周知を図ったほか、各所属において所内の会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めた。
知事	上記のほか、「福島県服務監察規程」（平成4年福島県訓令第14号）に基づき、服務規律の保持に関する監察を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月12日～28日 ・13機関